

【表紙】

【発行登録追補書類番号】7 - 外 1 - 1

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】2025年 8 月26日

【会社名】トヨタ モーター クレジット コーポレーション
(Toyota Motor Credit Corporation)

【代表者の役職氏名】社長兼主席業務執行役員
(President and Chief Executive Officer)
スコット・クック
(Scott Cooke)

【本店の所在の場所】アメリカ合衆国 75024-5965 テキサス州 プレイノ
W2-5A ヘッドクォーターズ・ドライブ 6565番地
(6565 Headquarters Drive, W2-5A, Plano, Texas
75024-5965, United States)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 黒 田 康 之

同 井 上 貴美子

同 和田林 熙

同 島 峻

【連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1399

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】社債

【今回の売出金額】トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2030年 8 月満期 米ドル建社債
7 億1,211万4,000米ドル(円貨相当額1,050億120万9,300円)

トヨタ モーター クレジット コーポレーション
2030年 8 月満期 豪ドル建社債
1 億8,186万3,000豪ドル(円貨相当額173億8,792万1,430円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年 8 月25日現在の東京外国
為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル = 147.45円
及び 1 豪ドル = 95.61円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 6 月13日
効力発生日	2025年 6 月23日
有効期限	2027年 6 月22日

発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1 兆5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1 兆5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター クレジット コーポレーション 2030年 8月満期 米ドル建社債及びトヨタ モーター クレジット コーポレーション 2030年 8月満期 豪ドル建社債に関する情報>

- (注1) 本書中の「TMCC」とは、トヨタ モーター クレジット コーポレーションを、「グループ会社」とは、TMCC及びその連結子会社を指す。
- (注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、
- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
 - ・「豪ドル」又は「豪セント」はすべてオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
 - ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	7億1,211万4,000米ドル
売出価額の総額	7億1,211万4,000米ドル
利率	年率3.98%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億8,186万3,000豪ドル
売出価額の総額	1億8,186万3,000豪ドル
利率	年率4.12%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年9月8日(当日を含む。)から2030年8月27日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月27日及び8月27日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき19.90米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2026年2月27日に、2025年9月8日(当日を含む。)から2026年2月27日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき18.68米ドルとする。

豪ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年9月8日(当日を含む。)から2030年8月27日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月27日及び8月27日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき20.60豪ドルであ

る。ただし、最初の利息の支払は、2026年2月27日に、2025年9月8日(当日を含む。)から2026年2月27日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき19.34豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2025年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年8月26日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記の参照書類である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年8月26日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMCCの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。